

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づく事務施行経過

(令和6年9月～令和6年10月)

事 項	施行期日	内 容
第756回東京都青少年健全育成審議会の実施 (条例第18条の2第1項規定)	9月9日	8条指定図書類の指定2誌 諮問どおり指定することが適当である。
8条指定図書類の指定の決定通知	9月12日	指定図書類の発行業者に通知した。
8条指定図書類の指定の周知 (条例第8条第3項規定)	9月12日	指定図書類について関係業者・関係機関・関係団体・区 市町村及び道府県政令指定都市等に周知した。
8条指定図書類の指定の告示 (条例第8条第2項規定)	9月13日	東京都公報にて告示した。 東京都公報第18146号 告示第957号
ファミレール講座の開催	9月	青少年(小・中学生、高校生等)やその保護者等を対象に、青 少年のインターネット利用に伴う様々な被害等(性被害も含む) について、その事例や防止策等について学ぶ講座等を実施し た。 【回数】 87回 【参加者数計】 12,696名 【開催地域】 中央区、港区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、 豊島区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、 武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、狛 江市
東京都青少年健全育成協力員 による環境浄化活動	9月	8条指定図書類、表示図書類等の区分陳列の履行状況 等について、図書類販売業者等の営業店舗の調査を実 施した。
都職員による立入調査 (条例第17条第1項規定)	9月12日、26日	8条指定図書類、表示図書類等の区分陳列の履行状況 等について、図書類販売業者等の営業店舗の調査及び 指導を実施した。